

<様式第30号①> 諮問書（開示決定等）

諮 問 書

特研総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

<様式第30号②> 諮問書（開示決定等）（別紙）

（別紙）

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について（通知）（写し） ③ 異議申立書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話, 住所等	

(様式第30号, 第31号及び第32号関係)

諮問書の別紙の記載要領

- 1 2の「(開示決定等の種類)」(訂正決定等の種類, 利用停止決定等の種類)については, 該当する開示決定等(訂正決定等, 利用停止決定等)の口にレ点記入すること。
また, 様式第30号の別紙については, 一部開示決定又は不開示決定の場合には, 該当不開示条項(法第14条各号, 第17条又は文書不存在)を記載すること。
- 2 4の「(諮問の理由)」については, 例えば, 「全部開示とすることが適当と考えるが, 第三者の反対意見書が提出されているため」(様式第30号の別紙のみ), 「原処分維持が適当と考えるため」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- 3 6の「その他参考資料」とは, 例えば, 第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や, 異議申立人から訂正請求又は利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合の当該根拠資料, 行政不服審査法第11条の総代, 第12条の代理人又は第24条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

<様式第31号①> 諮問書（訂正決定等）

諮 問 書

特研総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

<様式第31号②> 諮問書（訂正決定等）（別紙）

（別紙）

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付, 記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の訂正をしないこととした旨の決定について（通知）（写し） ③ 異議申立書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話, 住所等	

(様式第30号, 第31号及び第32号関係)

諮問書の別紙の記載要領

- 1 2の「(開示決定等の種類)」(訂正決定等の種類, 利用停止決定等の種類)については, 該当する開示決定等(訂正決定等, 利用停止決定等)の口にレ点記入すること。
また, 様式第30号の別紙については, 一部開示決定又は不開示決定の場合には, 該当不開示条項(法第14条各号, 第17条又は文書不存在)を記載すること。
- 2 4の「(諮問の理由)」については, 例えば, 「全部開示とすることが適当と考えるが, 第三者の反対意見書が提出されているため」(様式第30号の別紙のみ), 「原処分維持が適当と考えるため」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- 3 6の「その他参考資料」とは, 例えば, 第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や, 異議申立人から訂正請求又は利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合の当該根拠資料, 行政不服審査法第11条の総代, 第12条の代理人又は第24条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

<様式第32号①> 諮問書（利用停止決定等）

諮 問 書

特研総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

<様式第32号②> 諮問書（利用停止決定等）（別紙）

（別紙）

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付, 記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の利用停止をしないこととした旨の決定について（通知）（写し） ③ 異議申立書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話, 住所等	

(様式第30号, 第31号及び第32号関係)

諮問書の別紙の記載要領

- 1 2の「(開示決定等の種類)」(訂正決定等の種類, 利用停止決定等の種類)については, 該当する開示決定等(訂正決定等, 利用停止決定等)の口にレ点記入すること。
また, 様式第30号の別紙については, 一部開示決定又は不開示決定の場合には, 該当不開示条項(法第14条各号, 第17条又は文書不存在)を記載すること。
- 2 4の「(諮問の理由)」については, 例えば, 「全部開示とすることが適当と考えるが, 第三者の反対意見書が提出されているため」(様式第30号の別紙のみ), 「原処分維持が適当と考えるため」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- 3 6の「その他参考資料」とは, 例えば, 第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や, 異議申立人から訂正請求又は利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合の当該根拠資料, 行政不服審査法第11条の総代, 第12条の代理人又は第24条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。